

令和5年第2回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和5年6月5日(月)開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	吉村 良昭	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	廣瀬 好郁	教 育 次 長	辻井 弘至
兼都市整備課長			
総合政策課長	富士 青美	危機管理室課長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
まちづくり推進課長	池田 佳永	教育推進課長	吉田 彰宏
会 計 室 長	西田 淳二		

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	宮前 智貴
-------------	-------	---------------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 報告第 1 号 令和4年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 6 議案第 1 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 2 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 3 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 4 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第 5 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 議案第 6 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 議案第 7 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 議案第 8 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 議案第 9 号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 議案第10号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第16 議案第11号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第17 議案第12号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第18 議案第13号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 議案第14号 安堵町税条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第15号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について
- 第21 報告第 3 号 令和4年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について
- 第22 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について
- 第23 請願第 1 号 予防接種にかかる接種記録の保存期間延長に関する請願書

開 会
午前10時00分

議長（浅野 勉） おはようございます。

只今から、令和5年第2回安堵町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は9名です。

定足数に達していますので会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。初夏の風が感じられ、朝夕さわやかな過ごしやすい季節となってまいりました。しかしながら、これから秋に向けて台風のシーズンでもございますので、日頃から住民の生命と財産を守るために万全の態勢で臨みたいと考えているところでございます。議員の皆様におかれましても、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

そのような折、令和5年第2回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日、提案させていただく案件でございますが、令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告1件、令和4年度補正予算の専決処分報告1件、人事案件13件、条例の一部改正が1件、令和5年度補正予算が1件、土地開発公社の決算報告1件の合計18件でございます。

議員の皆様にご審議をいただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

まず、報告第1号「令和4年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、3月定例会において承認をいただきました、一般会計の事業の繰越明許費について、繰越額が確定いたしましたので、令和4年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」でございます。前年度歳入を補填する目的で、今年度予算から繰上充用し、財政処理を行うため、令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

次に、議案第1号から議案第13号までは、「安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。13人の農業委員が7月19日に任期満了となるため、次期農業委員を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第14号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方税法等の一部改正法、政令等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、安堵町税条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について」でございます。令和3年度及び令和4年度において実施した、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金に係る償還金、そして令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高による生活支援の経費を増額する補正でございます。

次に、報告第3号「令和4年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について」は、令和4年度安堵町土地開発公社事業会計の決算が完了したので、報告をさせていただくものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細は、その都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） 一つ、報告なんですけども、6月2日、台風第2号の豪雨のため、本当に行政の方、活動いただきましてありがとうございました。各議員の方も、地域の方で調査等、回っておいりました。その中で、6月3日の午前1時56分ですけども、危機管理室からメールが入りまして、解除のメールです。中身を言います。「洪水警報解除に伴い、自宅待機を解除します。御協力いただきありがとうございます。」こういう温かいメールが来たということで、各、待機されている団員の方々も本当に、ほっとしたのではないかなと思います。

また今後、各「えーまち安堵安心メール」の中でも、こういう文言を使われて、発信されたら嬉しいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、お手元の日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、2番 近藤晃

一議員、4番 福井保夫議員を指名します。よろしくをお願いします。

議長（浅野 勉） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から15日までの11日間にしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から15日までの11日間とすることに決定しました。

議長（浅野 勉） 日程第3「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは、先日の台風2号と梅雨前線の影響により、令和5年6月5日、本日現在ですけれど、午前9時時点で把握している安堵町内の被害状況について報告をさせていただきます。町内の床上、床下浸水の被害状況についてですが、窪田では床下浸水が2件、笠目で床上浸水が1件、床下浸水が8件、倉庫・納屋等の浸水が6件の合計17件が報告されております。これらの方々に対して、希望者には消毒薬剤を速やかに配布することといたしております。

また、町内の通行止め区間については、JRのアンダーパス、東安堵のローソン前交差点等、大きくは5か所、合計15か所を通行止めとし、対応にあたりました。

以上、梅雨前線関連について報告をさせていただきます。

次に、森田消防団長の退団と感謝状についてでございます。本町におきまして、消防団員として長きに渡り御活躍いただいた森田瞳団長が、5月31日をもって退団されました。町の安全確保のために御尽力いただきましたので、先ほど感謝状をお渡しさせていただきました。大変、長きに渡り、森田さん、お世話になりました。ありがとうございました。

後任の沖団長には、森田前団長の志を継いで安堵町消防団を率いていただけるものと期待しているところでございます。

次に、大和川窪田地区河川防災ステーション整備に関する覚書の締結についてでございます。大和川が令和3年12月24日に、特定都市河川の第1号として指定を受け、昨年11月に国土交通省へ河川防災ステーションの整備要望書を提出いたしました。氾濫をできるだけ防ぐ、また減らす、流域一帯で総合的な対策を実施するため、本年3月末日付けをもって、国土交通省において「大和川窪田地区河川防災ステーション整備計画」が登録されました。

それに伴い、同省近畿地方整備局と本町が連携して、必要な資材の備蓄や駐車場、緊急搬送用のヘリポート等を集約し、円滑な活動拠点として機能することを目的に、大和川防災ステーションを整備する覚書を締結したところでございます。

住民の皆様の生命と財産を守るために、速やかに対応できるものと期待をしているところでございます。

次に、新型コロナワクチンの接種についてでございます。6月17日土曜日から、7月29日土曜日までの間、65歳以上の方、そして12歳以上64歳以下の方のうち、基礎疾患を有する方及び医療介護従事者で、安堵町での集団接種を希望される方を対象に、福祉保健センターにおいて新型コロナウイルスワクチンの接種を行います。現在65歳以上の方は、約1,420名56.04%が集団接種を希望して申し込みをされております。

今後、予定されている秋冬期の新型コロナワクチン接種につきましては、国の具体的な方針が示された段階で、速やかにワクチン接種の体制を整えてまいる所存でございます。

次に、これは私ごとでございますけれども、安堵町長の奈良県町村会会長及び生駒郡町村会の会長の就任についてでございます。令和5年度と令和6年度の2か年におきまして、安堵町長、私のことでございますが、奈良県町村会及び生駒郡町村会の会長という重職に選任されたことを御報告いたします。

今後は、皆様方の御協力を得て、奈良県町村会並びに生駒郡町村会の発展のために、最大限の努力をしてみたいとの決意を新たにしているところでございます。

行政報告は以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 改めまして、おはようございます。教育委員会 辰己でございます。教育委員会所管事務のうち、新型コロナウイルス感染症に関する事項で、3月議会で御報告させていただいた以降の新たな事項について報告させていただきます。

まず、こども園・町立学校において、令和4年度の教育課程の執行を終え、こども園・小中学校とも、来賓をお迎えしての卒園・卒業式、令和5年度の入園・入学式を3年ぶりに開催することができました。現在、各校園では、令和5年度の教育課程を順調に進めております。

この間、5月8日をもって新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、合わせて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。中学校においても、5月18日から20日かけて長崎方面への修学旅行、小学校も5月26日から27日にかけて広島県方面へ修学旅行を無事、終えることができました。

今後も、学校・園の教育活動の継続を前提とした上で、幼児・児童・生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生指導を行いつつ、学びを保障してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会が所管しております社会教育施設等の施設利用でございますが、11月1日より利用制限を解除して利用いただいております。5月8日以降は利用者のマスク着用も個人の判断に委ねられている状況です。

今後、令和5年度の「安堵町民体育祭」については、7月頃に実行委員会を開催し、10月下旬の日程等、開催について協議いただく予定となっております。

今後も各感染症の、地域や学校・園での感染拡大防止に注意をしながら、町立学校・こども園の諸行事の実施、社会教育施設の運営の回復に努めたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（浅野 勉） 只今、行政報告の中で、西本町長から御報告いただきました、森田瞳団長の感謝状の授与がありました。お疲れさまでした。皆様の手で拍手をもって御礼申し上げたいと思います。おめでとうございました。

（拍手）

議長（浅野 勉） これで行政報告を終わります。

議長（浅野 勉） 日程第4 報告第1号「令和4年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いいたします。それでは、報告第1号「令和4年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、提案理由を御説明させていただきます。

令和5年3月の議会定例会で御承認いただいた、令和4年度から令和5年度への繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し御報告するものです。

令和4年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書1ページと2ページを御覧ください。事業名と財源内訳について御説明させていただきます。

2款 総務費、3項 戸籍・住民基本台帳費、戸籍住基臨時、金額は457万6,000円、翌年度繰越額同額で、財源は全額国県支出金です。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、すこやか安堵21計画、健康増進計画等策定業務、金額575万9,000円、翌年度への繰越額は同額で、財源は一般財源です。

同款、同項、事業名、母子保健事業、伴走型支援事業、これにつきましては令和4年度内で事業が完了できましたので繰越しは、いたしません。

次に、同款、2項 清掃費、ごみ収集車購入事業、金額819万5,000円、翌年度繰越額819万5,000円、財源内訳は町債610万円と、一般財源209万5,000円。

次に、同款、同項、事業名、地下埋設物解体撤去工事事業、金額3,235万1,000円、翌年度繰越額3,234万9,416円、財源は一般財源を充てさせていただきます。

7款 土木費、4項 住宅費、事業名、公営住宅4号棟高架水槽修繕事業、金額715万円、翌年度繰越額715万円、財源は全額一般財源です。

従いまして、金額は合計5,941万7,000円ですが、翌年度繰越額は5,796万8

16円、財源内訳は国県支出金457万6,000円、町債610万円、一般財源4,728万4,816円です。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 令和4年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月5日報告、安堵町長 西本安博。

総合政策課長（富士青美） 次のページ以降の繰越明許費繰越計算書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） 森田でございます。今、繰越明許の方で、5年度に繰越したいということ出ております、この中で衛生費の清掃費、地下埋設物解体撤去工事業3,235万1,000円、この内容でございますけども、これ確か令和4年度で緊急を要することということで補正をした、この事業費でございます。そうじゃなかったですか、ちょっとその辺のことで、はっきり教えてください。

議長（浅野 勉） はい。担当課長、よろしくをお願いします。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田課長。

住民課長（増田篤人） はい。そうでございます。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） 緊急を要することとして補正をした訳です。令和4年度で。それが5年度に繰越しをせざるを得ない、その理由をはっきり申してください。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田課長。

住民課長（増田篤人） 自席より失礼いたします。この地下埋設物撤去事業につきましては、補正いただき予算を計上したところでございます。地下に焼却灰等が見つかったこと、それ以外に、美化センターの前の施設の残存物が見つかりまして、その撤去について予算の方を計上させていただきました。

地下埋設物のうち、焼却灰につきまして、これについてはまだこの補正予算の中に入っていなかったんですけども、これについて県と長期に渡って、どうするか協議をさせていただきました。結論といたしましては、それにつきましては、そのまま残しても良いということであったんですけども、残りの、前の施設の物につきましては撤去してくださいということになって、それが長期に渡って、協議がかかったことにつきまして、この時期に至った。というところでございます。

以上でございます。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） 今、担当の課長の方から御説明いただいた事情は良くわかりました。それであれば、緊急を要さないということであればですよ、令和5年度で当初予算に組めば良かったん違うの。だから、4年度で緊急を要することとして補正をしておきながら、この5年度に繰越しをせざるを得なかったという事態、これは、ちょっと安易に考えとったんじゃないかな、という思いもいたします。私の言うことわかりますか、4年度で緊急を要するから4年度で補正したんでしょ。だからそれが未だ、今、5年度のもう6月です。で、今回の、これ繰越しをいた

します。こんなことあってはならん訳ですよ。ましてやこれは一般財源でしょ。これは国の事業、また県の事業で、そういうふうな補助事業という対象になるのやったらともかく、一般財源を要する事業の中で、全額一般財源ですよ。これをせざるを得なかった理由というのは、その補正の時に聞かせていただきました。やむを得ないということで。だから今後、こういうような補正ということに関しましては、私、当時、議長として説明を受けた者の一人として、しっかりとその事業をその年度で完遂するという、これは原則でございますので。私はそう思うんですよ。だからその辺のことは、しっかりと課長の方でも以後、気を付けていただきたい、という思いもいたしますので、よろしく。

その辺どうですか。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田課長。

住民課長（増田篤人） 申し訳ございません。緊急に除去したかったことは事実でございます。ただ、先ほども申し上げたとおり、県との協議の中で調査がかなり時間がかかったこと、そして県の指示に時間を要したことで、こういったことに至ったところでございます。

以後、きちっと計画的に事業の方を進めていきたいと思っておりますので、御理解の方いただきたいと思っております。

以上でございます。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） あのね、課長、国とか県とかのせいにしたらあかん。そしたら県にやってもらいなさいよ、補助事業として。100%一般財源で町で執行することですよ。私は、この半年間、何をしとった、ということ言いたい。これから入札、契約されるんですよ。繰越しされるんであれば。

住民課長（増田篤人） 契約は、もう済んでます。

9番（森田 瞳） 契約はもう済みということなんですか。まあ、それは良いでしょう。だから、そ

ういうことで緊急を要すること、ということであるんやったら、私は速やかに事業をやっていたと、やがて財政上しっかりと、透明なことができる。

この契約、色々と世間で、とやかく言われておりますよ。契約の方法について。しっかりとその辺のことは、担当部局でしっかりとその辺のことは、住民からですね、クレームの付かないように臨んでいただきたい、私それだけを申しておいて、私の質問を終わります。

議長（浅野 勉） もう課長の方からそれは、ないですか。

住民課長（増田篤人） はい。

議長（浅野 勉） はい。でしたら続いて、他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） はい。これで報告第1号を終結します。

議長（浅野 勉） 日程第5 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課 増田でございます。どうぞよろしくお願いたします。報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」でございます。それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、令和4年度安堵町国民健康保険特別会計決算において、累積の赤字

507万6,000円の不足を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和5年度安堵町国民健康保険特別会計において前年度繰上充用金として同額の507万6,000円の増額補正を行うものでございます。

また、令和4年度会計の出納閉鎖までに、歳入不足の補填処理を行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年5月31日の専決処分とさせていただきます、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページをお願いいたします。

歳出の部。8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、1目 前年度繰上充用金で507万6,000円の増額。これは、令和4年度国民健康保険特別会計の累積赤字の補填分でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

歳入の部。5款 諸収入、1項 雑入、4目 歳入欠かん補てん収入をもって全額充てさせていただきます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求め。

令和5年6月5日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月31日専決、安堵町長 西本安博。

次に、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

令和5年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ507万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,033万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月31日専決、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。5款 諸収入、1項 雑入、補正前の額50万円、補正額507万6,000円、計557万6,000円。

歳入合計。補正前の額10億3,526万円、補正額507万6,000円、計10億4,033万6,000円。

次のページをお願いいたします。3ページです。

歳出の部。8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額507万6,000円、計507万6,000円。

歳出合計。補正前の額10億3,526万円、補正額507万6,000円、計10億4,033万6,000円。

次のページ以降の事項別明細書については、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認、よろしくをお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長（浅野 勉） 日程第6 議案第1号から日程第18 議案第13号までの「安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を一括議題とします。

本案について、一括して提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第1号から議案第13号まで一括して提案理由を御説明させていただきます。

「安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、本町農業委員会委員13名の任期が7月19日に満了いたします。それにあたりまして、議案第1号から議案第13号までに掲げる13人を次期農業委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月5日提出、安堵町長 西本安博。

候補者につきましては、住所・氏名・生年月日及び年齢のみ読み上げさせていただきます。

まず、議案第1号につきましては、

住所 奈良県生駒郡安堵町大字笠目704番地

氏名 井上武 昭和36年3月27日生（62歳）

次に、議案第2号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎120番地

氏名 佃田佳照 昭和27年1月26日生（71歳）

次に、議案第3号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字西安堵211番地の1

氏名 中谷充隆 昭和30年4月16日生（68歳）

次に、議案第4号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字窪田1086番地

氏名 奥信一 昭和18年5月24日生(80歳)

次に、議案第5号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字西安堵50番地

氏名 植田定次 昭和22年6月7日生(76歳)

次に、議案第6号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1362番地

氏名 胡内成元 昭和26年11月10日生(71歳)

次に、議案第7号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵288番地

氏名 寺田誠司 昭和14年10月16日生(83歳)

次に、議案第8号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字窪田181番地

氏名 西埜順一 昭和24年4月27日生(74歳)

次に、議案第9号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵580番地

氏名 中澤正繁 昭和24年1月2日生(74歳)

次に、議案第10号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字笠目202番地の1

氏名 吉田宏至 昭和21年6月28日生(77歳)

次に、議案第11号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1340番地

氏名 松田修積 昭和25年9月2日生(72歳)

次に、議案第12号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎558番地

氏名 辰巳和秀 昭和29年4月20日生(69歳)

そして、議案第13号

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵796番地

氏名 藤岡丈市 昭和19年1月31日生(79歳)

以上、13人でございます。

御同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、議案第1号から議案第13号まで一括して質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、1件ごとに採決します。

この採決は、起立によって行います。

これより、議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第12号は原案のとおり同意することに決定しました。

これより、議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(浅野 勉) 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長（浅野 勉） 日程第19 議案第14号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（勝井 顯） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。勝井税務課長。

（勝井税務課長 登壇）

税務課長（勝井 顯） 改めて、おはようございます。税務課の勝井でございます。よろしくお願いいたします。議案第14号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本条例の一部改正につきましては、令和5年度の税制改正を踏まえまして、地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、安堵町税条例の一部を改正するものです。

令和5年4月1日施行の改正につきましては、令和5年3月31日の専決処分とさせていただきます。令和5年第1回安堵町議会臨時会で御承認をいただいたところでございます。今回の安堵町税条例の一部改正は、専決処分以外での改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、森林環境税の導入に伴う規定の整備でございます。

続きまして、軽自動車税の種別割において、ミニカー区分から3輪の特定小型原付を除外する法施行規則に合わせて改正を行うものです。

続きまして、燃費・排ガス不正行為への対応に伴う改正で、納付額の不足額を徴収する際に加算する割合を現行10%を35%に引き上げる改正でございます。

その他、法律改正に合わせる改正及び条例の項ズレ等の改正でございます。

それでは新旧対照表により説明させていただきます。議案書の5枚目以降の新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、34条の9第2項の改正は、森林環境税の導入に伴う改正でございます。

次の2ページにかけての第36条の3の2第2項の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う改正でございます。

続いて、第36条の3の2第3項から第6項までの改正は、法律改正の項ズレの反映に伴う改正でございます。

次の3ページにかけての第38条第1項及び第3項の改正、続きまして第41条の改正、続きまして5ページにかけての第44条の改正、次の6ページにかけての47条第1項及び第2項の改正。続いて7ページにかけての47条の2第1項及び第2項の改正、47条の6第1項及び第2項の改正は、森林環境税導入に伴う改正でございます。

続いて、8ページにかけての第82条第1号の改正は、ミニカー区分から三輪の特定小型原付を除外する、地方税法施行規則改正に伴う改正でございます。

次の9ページにかけての附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に、加算する割合を変更する法律改正に伴う改正でございます。

以上が、改正内容の説明でございます。

なお、施行期日は令和5年7月1日等でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第14号 安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年6月5日提出、安堵町長 西本安博。

税務課長（勝井 顯） 次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（浅野 勉） 起立、全員です。お座りください。

議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野 勉） 只今10時48分です。11時5分まで暫時休憩します。

休 憩（午前10時48分）

再 開（午前11時05分）

議長（浅野 勉） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第20 議案第15号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について」
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第15号「令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について」提案理由を御説明させていただきます。

本補正は令和3年度及び令和4年度、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金が確定したことに伴い返還金が生じたので、それぞれの償還金1,257万1,000円と1,433万6,000円を歳出で増額し、これには財政調整繰入金を歳入として充てさせていただきます。

また、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業として、住民税非課税世帯の低所得世帯に対して3万円を給付する事業経費に3,641万9,000円及び住民生活の支援として地域振興券を発行する事業経費に3,400万円を増額するもので、これらの財源は全額国庫を充当いたします。

よって歳出は、補正予算書第1表 歳入歳出予算補正を御覧ください。3ページをお願いします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額7億2,842万1,000円、補正額6,332万6,000円、補正後の額7億9,174万7,000円。

6款 商工費、1項 商工観光費、補正前の額4,167万4,000円、補正額3,400万円、補正後の額7,567万4,000円。

1ページ戻っていただいて2ページの、歳入についてです。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額7,906万5,000円、補正額6,601万4,000円、補正後の額1億4,507万9,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額2億9,379万円、補正額3,131万2,000円、補正後の額3億2,510万2,000円。

以上により、歳入歳出ともに合計は、補正前の額36億5,022万7,000円、補正額9,732万6,000円、補正後の額37億4,755万3,000円となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第15号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月5日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いします。

議案第15号 令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）

令和5年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,732万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,755万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月5日提出、安堵町長 西本安博。

事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程よろしく申し上げます。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） ちょっとお伺いいたしますけども、今回のこの補正予算、この中で地域振興券の発行業務委託ということで計上していただいております。これは5月の18日ですか、議案説明会の時には、おおよその、大体の金額が見込めるだろうということで概ね、その辺の金額的には表示されていたんですけども、具体的にその後、話し合いをしていただいて、具体的にいつ頃の、地域振興券の交付になるのか。それともう1点、できましたら、いかほどの各所帯に提供いただけるものか。それは概ねで結構ですので、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。富士総合政策課長。

総合政策課長（富士青美） 自席から失礼いたします。住民の生活支援を目的とした地域振興券の発行ですけれども、その後こちらで検討いたしまして、皆様方に7,000円ほどの地域振興券を各世帯、1世帯あたりに発行いたす予定をしております。ただ、委託につきましては、今まだ調整中でございますので、どちらに、どういう形で作成して配布するか等、含めまして、また今後も引き続き考えていくところでございます。

以上です。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） はい。ありがとうございます。概ね、今の段階では各所帯に7,000円ずつということで配布する予定。配布の方法については、課、そしてまた商工会ですか、そちらの方と共同しながら配布していただくということになるんでしょう。非常にありがたいなと思います。

ありがとうございます。以上です。

議長（浅野 勉） 他に質疑は、ございませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、議題となっています議案第15号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長（浅野 勉） 日程第21 報告第3号「令和4年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 事業課の池田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、報告第3号「令和4年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について」、御説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。令和4年度安堵町土地開発公社事業報告の事業の概要についてでございます。令和4年4月22日、令和3年度収支決算の監査が行われ、同年5月2日の定例理事会におきまして令和3年度決算の承認をいただいております。

次に、令和5年2月1日の定例理事会におきまして、令和5年度事業計画及び予算案について承認をいただいております。

4ページをお願いいたします。令和4年度公有用地の先行取得及び保有地の売却事業の実績は、ともにございませんでした。

下の5ページ目をお願いいたします。令和4年度安堵町土地開発公社決算報告書、収益的収入でございます。第1款 事業収益について、保有地の売却はございませんでしたので、決算額は0円でございます。

第2款 事業外収益について、受取利息の決算額は100円ございました。

次に、支出でございます。第1款 事業原価におきましても、公有地の取得がございませんでしたので、決算額は0円でございます。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。第1款 資本的収入、第1項 借入金、第2項 利子補給金ともに決算額は0円でございます。

次に、資本的支出でございます。第1款 資本的支出、第1項 公有地取得事業費、第2項 事業外費用、第3項 借入金償還金ともに決算額は0円でございます。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第3号 令和4年度安堵町土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

令和5年6月5日報告、安堵町長 西本安博。

以上、御報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） はい。ありがとうございます。ちょっと具体的に話を申させていただきますけども、この公社の解散は、目途としていつ頃を考えておられるのですか。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 自席より失礼いたします。公社の方でございますけども、現在ですね、保有地の売却処分の方、こちらの方がまだ完了いたしておりませんので、そちらの方を1日でも早く終わらすべく、今現在、所定の手続きを踏んでおるところでございます。

解散時期につきましては、まだ明確にいつ頃とは、日程的には目途は立っておりませんが、担当課として進めていこうと思っております。

以上です。

9番（森田 瞳） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田議員。

9番（森田 瞳） これは保有地のことで、お金の受け渡しということが、そのところで問題が解決していないと私は常々、だいぶ前から聞かせていただいておりますけども、もうそろそろ解決しないと。やはり町として無様なことであると私は、そう思います。

だからもう、当時お金を支払いしたという方が、これはもういらっやしません。当時の担当課長も。そうした折に、その問題をやはり民事では、どうしてもやはりその辺のこの内容については、職員、一生懸命、代わることに行っていたようにもございますけども、今一度もうはっきりされたらどうか、という思いもいたしておりますので、できるだけ早く、この公社の解散に至るようにですね、総じて、色々、力もございまして、向かっていただきたいと思います。

以上です。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。池田事業課長。

事業課長（池田佳永） 担当課長といたしましても、頑張って参りたいと思います。先ほども申したように、諸々の諸手続きを踏むための、事務的な手続きですね、実際に進めていっております。また具体的なことが決まりましたら、議会にも報告したいと思いますので、その節にはどうぞ御協力よろしくお願いいたします。

議長（浅野 勉） はい。今後よろしくお願いしたいと思います。

他に質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終結します。

議長（浅野 勉） 日程第22「山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について」を議題とします。

第1回臨時会で本町選出議員となりました近藤晃一議員から、過日、辞任願が提出されました。

お諮りします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合規約第5条の規定により、選出方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

森田裕康議員を指名いたします。

お諮りします。

只今、指名いたしました森田裕康議員を山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に選出することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(浅野 勉) 異議なしと認めます。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に、森田裕康議員を選出することに決定いたしました。

議長(浅野 勉) 日程第23 請願第1号「予防接種にかかる接種記録の保存期間延長に関する請願書」を議題とします。

請願の趣旨説明について、紹介議員である増井議員に説明を求めます。

8番(増井敬史) はい、議長。

議長(浅野 勉) はい。増井議員。

(増井議員 登壇)

8番(増井敬史) 「予防接種にかかる接種記録の保存期間延長に関する請願書」

請願者 住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵16-32

氏名 倉田剛史 倉田麻比子

紹介議員 増井敬史

要旨 予防接種にかかる接種記録において、その保存期間を50年とする条例の制定を請願いたします。

理由 新型コロナワクチンは、緊急承認された新薬である。今後の健康被害に備えておく必要がある。すでに、東京都小平市では30年に延長されている。小児にも接種を奨励されているため、30年では不十分である。町民の命を守る施策が必要であり、規定、規則では、首長権限にて保存期間の短縮が可能であることから、条例としての制定を請願いたします。

以上です。

議長(浅野 勉) これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

3番（森田裕康） はい、議長。

議長（浅野 勉） はい。森田裕康議員。

3番（森田裕康） 条例の制定となっておりますけども、文書規定の改定でいけるようであれば、条例をわざわざ作ってする必要があるのか、無いのか、と私は思います。カルテの保存は国の法律で5年となっております。ですから、それに準じて5年。その50年という枠については、理由はわかっておりますけども、これは町長の方で改定ができるのであれば、町長の方で規則、規定を改正していただくのが一番ベストかなと思います。

以上です。

議長（浅野 勉） はい。只今の質疑の方なんですけども、今後のことがありますので、もうお諮りします。

只今、議案となっております請願第1号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（浅野 勉） よって、請願第1号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（浅野 勉） 以上で本日の日程は、すべて終了しました。

次の本会議は、6月6日 午前10時開会です。

一般質問を予定しております。

本日は、これで散会します。

お疲れ様でした。

散 会

午前11時25分
